

福岡県農地・水・環境保全協議会支部設置要領（規約第20条関係）

（目的）

第1条 福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため、協議会規約第20条に基づき、支部を設置する。

（名称及び構成員）

第2条 支部の名称及び構成員は、別紙のとおりとする。

（支部長等）

第3条 支部長、副支部長は、別紙のとおりとする。

2 支部長は、必要に応じて支部会議を招集する。

（内容）

第4条 支部は、第1条の目的を達成するため、次の各号の取り組みを行う。

一 市町村が行う認定の審査等に対する支援。

二 その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 各号の取り組みは、構成員の合議に基づき、協力して行うものとする。

3 各号の取り組みを実施した場合においては、その結果について、支部長は、会長に報告しなければならない。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要領は、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3及び別紙4により福岡県知事より承認を受けたときから施行する。

別紙

支 部 名	支部長、副支部長	構 成 員
福岡支部	支 部 長：福岡農林事務所農山村振興課長 副支部長：土連農村整備1課長	福岡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、久山町、福岡県土地改良事業団体連合会農村整備1課、福岡農林事務所（農山村振興課）、JA むなかた、JA 粕屋、JA 福岡市東部、JA 福岡市、JA 糸島、JA 筑紫
朝倉支部	支 部 長：朝倉農林事務所農山村振興課長 副支部長：土連情報管理課長	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、福岡県土地改良事業団体連合会情報管理課、朝倉農林事務所（農山村振興課）、筑後川水系農地開発事務所、JA 筑前あさくら、JA にじ、JA みい、JA くるめ、JA みづま、JA 福岡大城
北九州・ 筑豊支部	支 部 長：飯塚農林事務所 農山村振興課長 副支部長：八幡農林事務所 農山村・農業振興課長、 土連換地測量課長	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、福岡県土地改良事業団体連合会換地測量課、八幡農林事務所（農山村・農業振興課）、JA 北九 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、添田町、大任町、福智町、香春町、赤村、川崎町、飯塚農林事務所（農山村振興課）、JA 直鞍、JA ふくおか嘉穂、JA たがわ
筑後支部	支 部 長：筑後農林事務所農山村振興課長 副支部長：土連農村整備3課長	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町、福岡県土地改良事業団体連合会農村整備3課、筑後農林事務所（農山村振興課）、筑後川水系農地開発事務所、JA 福岡大城、JA ふくおか八女、JA 柳川、JA みなみ筑後
京築支部	支 部 長：行橋農林事務所農山村振興課長 副支部長：土連農村整備2課長	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福岡県土地改良事業団体連合会農村整備2課、行橋農林事務所（農山村振興課）、JA 福岡京築